

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

(1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。

(2) 審査基準は、次のとおりとします。

- ① 森林所有者に支払う金額
- ② 木材販売収益の安定・向上
- ③ 森林経営計画の作成予定
- ④ 経営管理の着実な実施
- ⑤ 地域への貢献度
- ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

企画提案書の審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、最も合計点が高い者を採用事業者として決定します。

審査事項		配分	審査基準点				
			極めて優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
①森林所有者に支払う金額	支払う金額	15点	15点	14～12点	11～9点	8～6点	5点以下
	見積書の妥当性	10点	10点	9～8点	7～6点	5～4点	3点以下
②木材販売収益の安定・向上		10点	10点	9～8点	7～6点	5～4点	3点以下
③森林経営計画の作成予定	面積要件	10点	10点	9～8点	7～6点	5～4点	3点以下
④経営管理の着実な実施	実施体制	10点	10点	9～8点	7～6点	5～4点	3点以下
	実績	10点	10点	9～8点	7～6点	5～4点	3点以下
⑤地域への貢献度	事務所の所在	5点	5点	4点	3点	2点	1点
	地元住民の雇用	10点	10点	9～8点	7～6点	5～4点	3点以下
⑥技術的な提案		20点	20点	16点	12点	8点	4点

3 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 企画提案書の審査 | 令和4年3月24日(木) |
| (2) 採用事業者の選定・結果通知 | 令和4年3月25日(金) |